

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

身延町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 下部地区

(1) 現況

常葉川と栃代川及びその支流域に属する下部地域、反木川と常葉川及びその支流域に属する古関地域、三沢川と樋田川及びその支流域に属する久那土地域で構成される。

道の駅「しもべ」による地元農産物の収益化を図り、各団体との連携により、販路拡大や観光客への農業体験、加工体験を提供し、都市住民との交流を実施している。

傾斜地の営農条件の悪い農用地については遊休化が進んでおり、全域的には、サル、シカ、イノシシによる獣害の増加、用排水路の老朽化が進行してきている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第2号に掲げる事業を推進することにより、耕作放棄地発生の防止と多面的機能の発揮の促進を図ることとする。また、第2号に掲げる事業の実施にあたっては、第1号に掲げる事業の活用も踏まえた検討を行い、より効果的な事業実施を行う。

2. 中富地区

(1) 現況

富士川に沿って比較的平坦で営農条件に恵まれた西嶋、静川、原地域と、富士見山山麓で富士川に注ぐ幾筋もの河川沿いに急傾斜の農用地が点在する大須成、曙地区で構成される。

農事組合法人等の新たな担い手が生産・販売活動を取り組み、地域の特産品となっている「曙大豆」を中心とした高付加価値農業を推進、「枝豆収穫体験」等による都市住民との交流を取り組んでいる。

全域的には、増加する鳥獣害による営農意欲の減退等から耕作放棄地が増大している。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第2号に掲げる事業を推進することにより、耕作放棄地発生の防止と多面的機能の発揮の促進を図ることと

する。また、第2号に掲げる事業の実施にあたっては、第1号に掲げる事業の活用も踏まえた検討を行い、より効果的な事業実施を行う。

3. 身延地区

(1) 現況

富士川右岸及び早川流域の平坦部を中心とする下山地域、富士川右岸及び波木井川流域を中心とする身延地域、波木井川及びその支流域に分布する豊岡地域、富士川左岸一体の稻作を中心とする大河内地域から構成される。

農作物は、水稻、野菜、だいす、茶、なんてんが主で、特にだいすについては、「みのぶゆば」の原料として栽培面積の拡大が進んでいる。

全般的には、若年労働力の他産業への流出による農用地の減少、増加する鳥獣害による営農意欲の減退等から耕作放棄地が増大している。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第2号に掲げる事業を推進することにより、耕作放棄地発生の防止と多面的機能の発揮の促進を図ることとする。また、第2号に掲げる事業の実施にあたっては、第1号に掲げる事業の活用も踏まえた検討を行い、より効果的な事業実施を行う。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	下部地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
②	中富地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
③	身延地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域 設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

促進計画（別紙）

1. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

（1）対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

身延町全域（特定農山村法：身延町全域 過疎法：身延町全域 山振法：富里村、下九一色村、古関村、山保村、曙村、豊岡村、大河内村）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回つても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 身延町長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

(a) 緩傾斜農用地をすべて対象

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(オ) 山梨県知事が地域の実態に応じて指定する地域

（2）対象者

認定農業者に準ずる者として、例えば、身延町の農業振興方針に定められた者など地域の実情に合わせて身延町長が認定する者とする。

（3）その他必要な事項

土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変換等必要な事項について、記述するものとする。